

### 13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和7年度）

#### (1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%又は8%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	1	1,739	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(令和7年4月1日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 令和7年4月1日現在の所得割超過税率採用団体  
豊岡市6.1%(平成21年度から)

(注) 4 令和7年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体  
名古屋市7.7%(平成24年度から5.7%としていたが、平成30年度から県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乘せ)

#### (2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	1	1,738	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1,2に同じ。

(注) 2 令和7年4月1日現在の均等割超過税率採用団体  
横浜市3,900円(平成21年度から) 神戸市3,400円(令和元年度から)

(注) 3 令和7年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体  
名古屋市2,800円(平成24年度から)

#### (3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			6.1% ~6.8%	6.9% ~7.6%	7.7% ~8.3%	8.4%				
人口50万以上の市	—	2	—	—	—	4	4	21	27	
人口5万以上 50万未満の市	—	82	4	6	3	217	230	148	460	
人口5万未満の市	—	68	5	4	1	200	210	27	305	
町 村	—	553	6	11	16	313	346	27	926	
合 計	—	705	15	21	20	734	790	223	1,718	
構 成 比	0.0%	41.0%	0.9%	1.2%	1.2%	42.7%	46.0%	13.0%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

#### (4) 市町村民税法人均等割

##### (イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100円~ 54,900円	55,000円~ 57,900円	58,000円~ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	—	22	1	—	—	4	5	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	347	—	—	—	113	113	—	460
人口5万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,338	1	1	—	378	380	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.9%	0.1%	0.1%	0.0%	22.0%	22.1%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100円～ 131,900円	132,000円～ 138,900円	139,000円～ 143,900円	144,000円				
人口 50 万以上の市	—	22	1	—	—	4	5	—	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	340	—	1	—	119	120	—	460	
人口 5 万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305	
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926	
合 計	—	1,331	1	2	—	384	387	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100円～ 142,900円	143,000円～ 149,900円	150,000円～ 155,900円	156,000円			
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	340	—	—	—	120	120	—	460
人口 5 万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,330	1	1	—	386	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100円～ 164,900円	165,000円～ 173,900円	174,000円～ 179,900円	180,000円			
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	340	—	—	—	120	120	—	460
人口 5 万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,330	1	1	—	386	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100円～ 175,900円	176,000円～ 184,900円	185,000円～ 191,900円	192,000円			
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	338	—	—	—	122	122	—	460
人口 5 万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	338	—	—	—	122	122	—	460	
人口 5 万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305	
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926	
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	338	—	—	—	122	122	—	460
人口 5 万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	338	—	—	—	122	122	—	460
人口 5 万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	338	—	—	—	122	122	—	460
人口 5 万未満の市	—	215	—	1	—	89	90	—	305
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

## (5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	市町村数	比 率	
人口 50 万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	19
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	434	94.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	26	5.7	460	100.0	248
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
人口 5 万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	248	81.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	54	17.7	305	100.0	238
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.0			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	93.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	50	5.4	926	100.0	357
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,571	91.4	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	130	7.6	1,719	100.0	862
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.0			

(注) 1 (1)の(注) 1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。